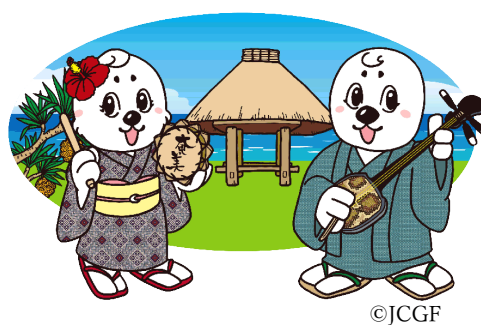


# 名瀬港等の「工事・作業許可申請等の手引き」



奄美海上保安部



海上保安庁  
JAPAN COAST GUARD

# — 目 次 —

## 第1章 港則法適用海域の工事・作業又は行事

1	港則法の概要	・・・	1
2	港則法の事務	・・・	2
3	工事等の許可（港則法第31条第1項・施行規則第16条及び第19条）	・・・	2
4	許可申請書の提出	・・・	3
5	工事・作業又は行事許可申請書に添付が必要な書類	・・・	3
6	工事・作業又は行事許可申請書の記載要領	・・・	4
	【様式】 内容変更(工期延長)許可申請書	・・・	9
	【様式】 変更届(使用船舶の変更)	・・・	10
	【記載例-1】 安全対策	・・・	11
	【記載例-2】 緊急連絡系統図	・・・	14
	【記載例-3】 警戒船管理運用要領	・・・	15
	【記載例-4】 使用船舶及び操縦者一覧表	・・・	19
	【記載例-5】 従事潜水土一覧表	・・・	20
	【工事・作業又は行事許可申請書チェックリスト】	・・・	21

## 第2章 港則法が適用されない海域の工事・作業又は行事

1	港則法が適用されない海域	・・・	23
2	通知又はお知らせの記載要領	・・・	24

# 第1章 港則法適用海域の工事・作業又は行事

## 1 港則法の概要

### (1) 目的

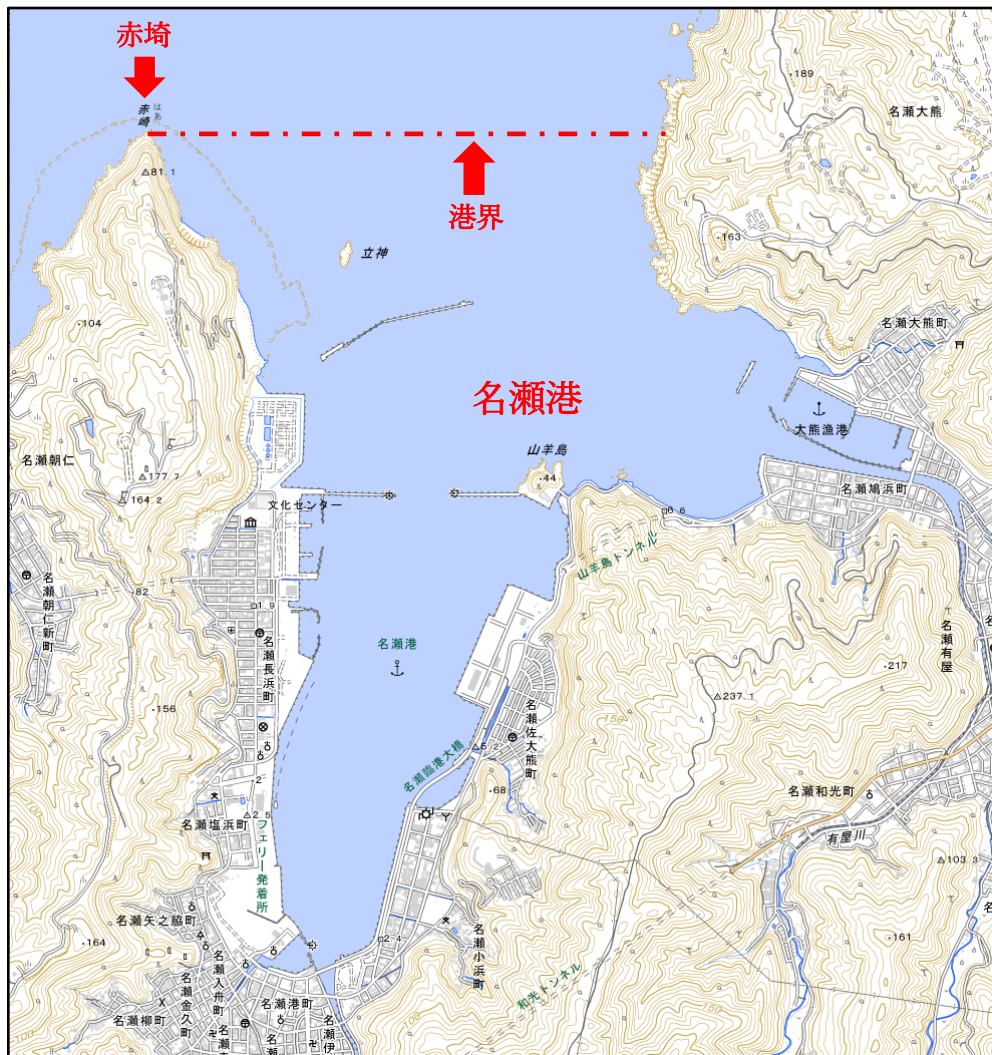
港則法は、港内における船舶交通の安全と港内の整とんを図ることを目的とした法律です。（昭和23年7月15日法律第174号）

### (2) 港則法が適用される港

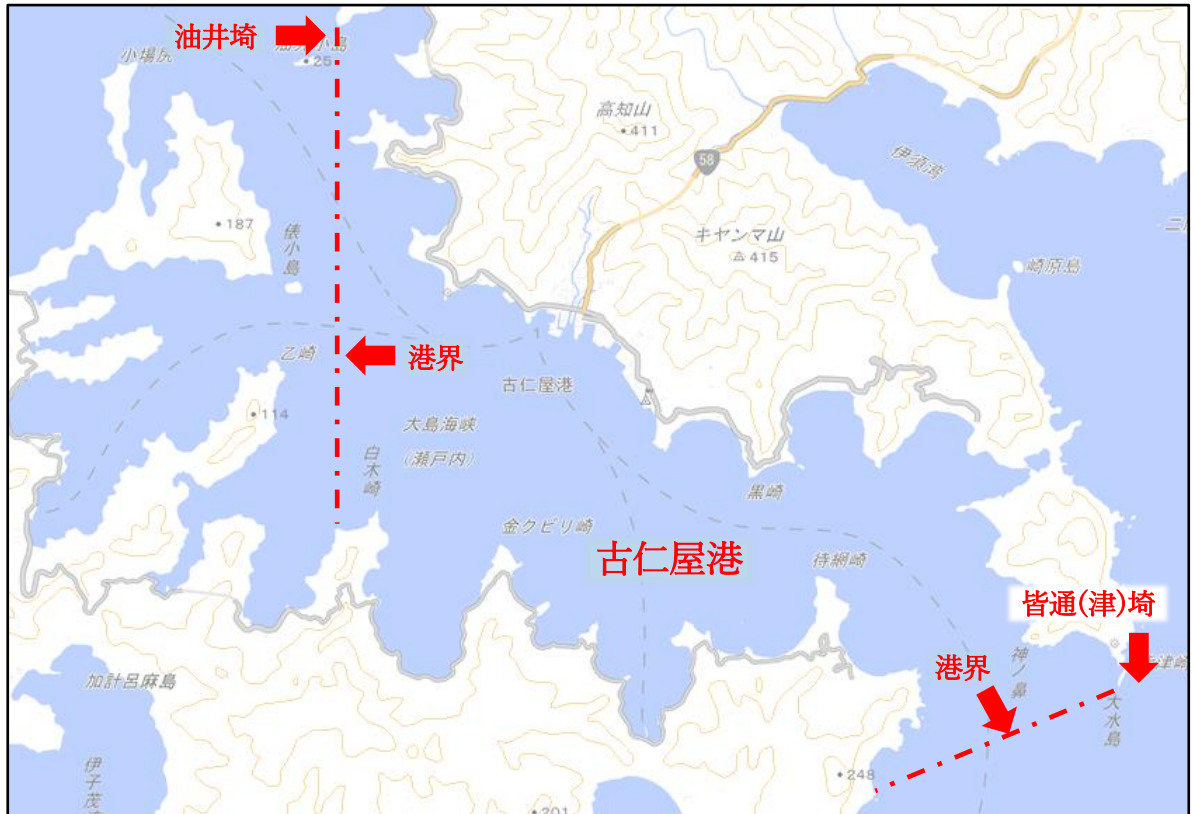
適用される港（以下「適用港」という。）及びその区域は、港則法第2条に基づき港則法施行令（以下「政令」という。）によって定められており、このうち特定港は、港則法第3条第2項に基づき喫水の深い船舶が出入りできる港又は外国船舶が常時出入りする港で、政令で定められています。

① 奄美群島における適用港：名瀬港、古仁屋港

② 奄美群島における特定港：名瀬港



(赤埼から90度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面)  
港則法の名瀬港の区域



(皆通(津)埼から244度に引いた線、油井埼から180度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面)  
港則法の古仁屋港の区域

## 2 港則法の事務

特定港には、港則法の事務を行うため港長が置かれており、名瀬港長は奄美海上保安部長です。また、特定港以外の適用港の事務は、管轄する海上保安部長（又は海上保安署長）が行うこととなっており、古仁屋港は古仁屋海上保安署長が行います。

## 3 工事等の許可（港則法第31条第1項・港則法施行規則第16条及び第19条）

特定港内又は特定港の境界付近で工事・作業又は行事を行う場合は、港長の許可を受けなければなりません。

なお、「特定港の境界付近」とは、工事・作業又は行事が特定港における船舶の出入り又は在港船舶に影響を及ぼす範囲をいいます。

これは、港内又はその境界付近において工事・作業又は行事が行われる場合には、一定の水域が占有され、また、作業船等が直ちに移動できない等、船舶交通の安全及び港内の整頓が阻害されるおそれが大きいため、これを港長の許可にかからしめることとしたものです。

許可申請書には、工事・作業又は行事の目的、方法、期間及び区域又は場所を記載して申請しなければなりません。

また、上記以外の事項についても、港長が特に必要があると認める場合には指定することが出来ることとなっています。

#### 4 許可申請書の提出

##### (1) 提出先

奄美海上保安部(交通課)

〒894-0034 鹿児島県奄美市名瀬入舟町 22-1

電話・FAX 0997-53-5569

電子メールアドレス [jcg-10amamikotsu@gxb.mlit.go.jp](mailto:jcg-10amamikotsu@gxb.mlit.go.jp)

##### (2) 様式

申請書の様式は、「第9号様式」をご使用下さい。(P4~5)

様式は、奄美海上保安部のホームページからダウンロードできます。

- ・ホームページアドレス

[http://www.kaiho.mlit.go.jp/10kanku/amami/40\\_apply.html](http://www.kaiho.mlit.go.jp/10kanku/amami/40_apply.html)



- ・許可申請の手引き⇒ [ガイドライン・申請・届出](#)⇒ [申請手続きの案内](#)⇒ [名瀬港等の「工事・作業許可申請等の手引き」](#)

- ・各種様式⇒ [ガイドライン・申請・届出](#)⇒ [申請・届出の様式](#)

##### (3) 提出部数

申請は、第9号様式に必要な書類を添付したものを1通、提出下さい。

なお、郵送で許可書の送付を希望される場合は、郵便切手を貼付した返信用封筒を同封下さい。

##### (4) 提出期日

工事・作業又は行事の内容によっては、事前に一般の船舶や海域利用者へ、その内容を周知する必要があるため、原則として着工日の1ヶ月前までに元請業者から許可申請書を提出下さい。

#### 5 工事・作業又は行事許可申請書に添付が必要な書類

必要に応じて下記書類を以下の順序で綴って提出下さい。

- |                     |                  |
|---------------------|------------------|
| (1) 許可申請書(第9号様式)    | (2) 契約関係書類       |
| (3) 他官庁等の許可・届出書等の写し | (4) 位置図(全体・拡大図)  |
| (5) 施工計画書           | (6) 安全対策         |
| (7) 安全管理体制          | (8) 緊急時の連絡体制     |
| (9) 警戒船管理運用要領       | (10) 周知          |
| (11) 磁気探査結果         | (12) 使用船舶及び操縦者一覧 |
| (13) 従事潜水土士一覧       | (14) 水底土砂の計量証明書  |
| (15) その他            |                  |

6 工事・作業又は行事許可申請書の記載要領

(1) 工事・作業又は行事許可申請書

第9号様式

(工事・作業又は行事) 許可申請書

年 月 日

名瀬港長 殿

申請者 所属・氏名

1 目的及び種類

2 期間及び時間

3 区域又は場所

(区域を示す図面を添付すること。)

4 方 法

(火薬類を使用する場合は、その旨明記すること。)

5 そ の 他

(標識、警戒要領その他船舶に対する事故防止措置等について記載すること。)

(第9号様式)

ご注意

- 1 この様式は、次の用途に使用できる。  
工事又は作業許可申請書  
行事許可申請書
- 2 用途により、表題中不要の文字を削ること。
- 3 申請者の氏名を記載し、押印することに代えて署名することができる。
- 4 申請書は、1通提出すること。
- 5 許可書又はその写しを、許可を受けた行為の行われている現場に携行すること。

※裏表印刷でお願いします。



- ① 許可申請の宛先  
宛先は名瀬港長です。
- ② 申請者  
申請者は元請者（請負契約書での請負者）です。
- ③ 目的及び種類

※ 記載例  
契約工事名と具体的工事名を記載下さい。  
令和〇年度〇〇港港湾整備工事  
(〇〇港浚渫工事)

- ④ 期間及び時間  
期間は、契約工期ではなく許可申請にかかる工期を記載下さい。  
作業時間は、単に日出～日没と記入せず、具体的な時間を記載下さい。

※ 記載例  
令和〇年〇月〇日から同月〇日  
(実働日数 3 日間)  
午前 8 時から午後 5 時まで  
予備日 令和〇年〇月〇日から同月〇日  
(実働日数 3 日間)

- ⑤ 区域又は場所  
防波堤名等を記載、区域図を添付下さい。

※ 記載例 名瀬港西防波堤  
(別添施行計画書参照)

- ⑥ 方法  
施工概要は、工事・作業の目的及び施工方法について簡潔に記載し、枠内に記載できないときは、「別添施工計画のとおり」と記載下さい。

- ⑦ その他注意事項

イ 工事・作業に変更等が生じた場合は速やかに交通課へ照会下さい。  
変更によって、変更許可申請や変更届が必要となる場合があります。  
(様式は P9～10 参照)

ロ 変更許可申請が必要な場合（発注者からの指示書を添付下さい。）

- ・ 工期の変更（延長）（契約書等を添付下さい。）
- ・ 施工時間変更（夜間作業の実施等）
- ・ 施工区域の変更
- ・ 施工方法の変更
- ・ その他



- ハ 変更届が必要な場合
- ・ 使用船舶の変更(許可された作業区域内で作業可能な場合に限る)
- ニ 連絡 (FAX や電子メールでもかまいません。)
- ・ 工事・作業に着手した場合は、着手日に開始の連絡を下さい。
  - ・ 工事・作業が完了した場合は、速やかに完了届を提出下さい。
- (2) 契約関係書類
- 発注者と受注者が確認できる請負契約書・注文書又は発注証明書の写しを添付下さい。電子契約の場合は、契約が判る写しを添付下さい。
- (3) 他官庁等の許可・届出書等の写し
- 審査に時間を要するものは、許可申請書の写し、または「〇〇に申請中」と記載した紙を添付し、後日、写しを提出下さい。
- (4) 位置図 (全体・拡大図)
- 全体図 (小縮尺のもの) 及び拡大図を添付下さい。  
拡大図は、次の内容が判るように記載下さい。
- ① 施行区域の範囲
  - ② 作業船の配置、アンカーの位置等
  - ③ 作業で制限や影響を受ける周辺の可航幅
- (5) 施工計画書
- ① 組織図
  - ② 施行区域図 (区域明示等のために標識灯等を設置する場合は、設置場所を記載し、標識灯等の性能表 (標体の色、灯色、灯質、光達距離等が判るメーカーカタログ等) を添付下さい。ブイの場合は、通常の塗色と灯色は黄色で、流出した際に管理者が判る連絡先を記載下さい。
  - ③ 施工フロー図
  - ④ 施工方法
    - ・ 専門用語を避けて、判りやすく簡潔に記載下さい。
    - ・ 工程毎に作業内容の説明及び作業図 (写真) を記載下さい。
    - ・ 起重機船・台船を使用する場合はアンカーの張り出し状況が判る平面図、作業内容が判る断面図を添付下さい。
    - ・ 深淺測量は一般に海上作業となるため、準備工・後片付け工等と記載しないで、工期を記載下さい。(予備日の工程も記入して下さい。)
    - ・ 埋立区域への土砂搬入や浚渫区域からの土砂搬出等、定期的な船舶の運航が見込まれる場合はサイクルタイム表を添付下さい。(一日当たりの運航隻数、運搬土量等を明記。)
    - ・ 船舶による曳航がある場合は、曳航図を添付下さい。(曳航全長を記入)
    - ・ 船舶による資材等の運搬がある場合は、運搬経路図を添付下さい。(海図等に記入)
    - ・ 潜水作業の場合は、具体的な作業内容を記載下さい。

- ・ ケレン作業等、海洋生物や錆屑等を落とす作業の場合は、作業内容と共に、以下の例に準じて記載下さい。
- (記載例)「作業は、床面または海底に（必要に応じて側面にも）養生シートを敷き、落下や飛散の無いようにします。また作業終了後は、床面または海底の清掃を実施し、全ての落下物を回収します。」

⑤ 工程表

(6) 安全対策 (【記載例-1】 P11 参照。)

- ・ 船舶の使用がある場合
- ・ 船舶の使用がない場合
- ・ 潜水作業がある場合
- ・ 大型船の船底付近で作業が行われる場合
- ・ 危険物専用岸壁等で火気が使用される場合
- ・ クレーンを使用して、消波ブロック設置等の作業が行われる場合
- ・ 夜間作業の場合

(7) 安全管理体制 (現場の責任者を明記。)

(8) 緊急時の連絡体制 (【記載例-2】 P14 参照。)

- ・ 海上保安庁の緊急時の連絡先は、局番なしの「1 1 8」
- ・ 奄美海上保安部の緊急時の連絡先は、0997-52-5812 (警備救難課)
- ・ 奄美海上保安部の通常時の連絡先は、0997-53-5569 (交通課)

(9) 警戒船管理運用要領 (【記載例-3】 P15 参照。)

警戒業務における警戒業務管理者は警戒業務の管理講習、専従警戒要員は、警戒業務の業務講習の受講証明書の写しを添付下さい。ただし、奄美海上保安部で警戒業務の講習を受講した場合は添付不要です。

(10) 周知

周知先一覧表及び周知用ポスター等を添付下さい。

(船舶交通に影響の少ない作業等については不要です。)

(11) 磁気探査結果

浚渫、杭等の打込みがある場合は添付下さい。

(12) 使用船舶及び操縦者一覧表 (【記載例-4】 P19 参照。)

用途 (施工時の用途)、船名、総トン数、全長、幅、深さ、船長氏名、運航者氏名、船舶番号等を一覧表で記載下さい。

※ 船舶検査証書、船舶検査手帳及び船長の海技免状の写し (顔が判るもの) を添付下さい。

(13) 従事潜waters 一覧表 (【記載例-5】 P20 参照。)

氏名、年齢、免許番号、取得年月日を一覧表で記載下さい。

(14) 水底土砂の計量証明書

水底土砂の海洋投入等がある場合は添付下さい。

(15) その他

必要に応じて作業船避難位置図及び作業船夜間停泊位置図を添付下さい。

※ 工期変更の場合

(工事・作業又は行事) 許可申請書

令和 年 月 日

名 瀬 港 長 殿

申請者 住所  
氏 名

許可年月日 令和 年 月 日  
許可番号 第 号

(内容変更)

許可期間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日  
変更内容  
変更理由  
変更開始日 令和 年 月 日

(工期延長)

許可期間 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日  
延長期間 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日  
工期延長理由

変更に伴う安全対策

※安全対策の追加・変更がある場合記入

連絡先  
氏名：  
電話：

変更届 [使用船舶の追加/変更]

令和 年 月 日

名 瀬 港 長 殿

申請者住所  
氏 名

目的及び種類

区域又は場所

許 可 年 月 日 平成 年 月 日

許 可 番 号 第 号

変 更 理 由

添付物 使用船舶一覧表 (追加・変更がわかるもの)

連絡先

氏 名 :

電 話 :

## 【記載例-1】 安全対策

### (船舶の使用がある場合)

- ① 現場には許可書又は許可書の写しを携行、許可書の安全対策をすべての作業員に周知徹底させる。
- ② 現場には専従の警戒員を配置し、警戒にあたらせる。
- ③ 作業船には、海上衝突予防法に基づく灯火・形象物を掲げ、同法及び港則法の規定を遵守させる。
- ④ 通行船に支障がある場合は作業を中断し、作業船の移動又はアンカーワイヤーを緩め通航船の安全を確保させる。
- ⑤ 夜間作業はしない。  
(夜間作業を実施する場合は、理由書を添付すると共に別途、夜間作業の安全対策を策定すること。)
- ⑥ 作業開始前に始業点検をさせる。
- ⑦ 作業船等の乗組員及び作業員には救命胴衣等の保護具を装着させる。
- ⑧ 材料、資機材等が海面へ落下しないよう措置を講じさせる。
- ⑨ 流出の恐れがある物には、所有者名を表示すると共に、流出防止措置を講じさせる。
- ⑩ 万一、工事用資機材等が流出した場合は、直ちに奄美海上保安部に通報するとともに捜索、回収する。
- ⑪ 気象・海象情報に留意し、次の場合は作業を中止し、これ以下であっても状況に応じて中止する。
  - ・ 風速 10m/s 以上、波高 0.7m 以上、視程 1,000m 以下、震度 4 以上の地震
  - ・ 台風  
48 時間以内に風速 25m/s 以上の暴風域に、又は 24 時間以内に風速 15m/s 以上の強風域に入ることが予測される場合、工事・作業現場の船舶の避難や資機材等の流出防止措置等の安全対策をさせる。
  - ・ 津波  
奄美群島又はトカラ列島海域に津波注意報等が発表された場合、工事・作業を中止する。
- ⑫ 作業中、事故その他異常事態が発生した場合は、直ちに「緊急時連絡系統図」により関係先へ連絡する。
- ⑬ 作業中は、警戒船○隻を配備する。  
作業船のアンカー位置を示す標識（形状・灯色・灯質等）を設置させる。  
(作業船がアンカーを張出して作業をする場合に記載)

- ⑭ 作業中、爆発物等の危険物が発見された場合には、直ちに奄美海上保安部に通報し、その指示に従う。
- ⑮ 岸壁に船舶が着離棧時及び着岸中は作業をさせない。  
(作業区域内にバースがある場合)
- ⑯ 危険物積載船舶から 30m以内では、作業をさせない。  
(作業区域の近隣に危険物取り扱いバースがある場合)

#### (船舶の使用がない場合)

- ① 現場には許可書又は許可書の写しを携行し、許可書の安全対策をすべての作業員に予め周知徹底させる。
- ② 現場には専従の警戒員〇名を配置し、警戒にあたらせる。
- ③ 夜間作業はしない。  
(夜間作業を実施する場合は、理由書を添付するとともに別途夜間作業の安全対策を策定すること。)
- ④ 作業開始前には、始業点検を実施させる。
- ⑤ 作業員には救命胴衣等の保護具を装着させる。
- ⑥ 材料、資機材等が海面へ落下しないよう措置を講じさせる。
- ⑦ 流出の恐れがある物には、所有者名を表示すると共に、流出防止措置を講じさせる。
- ⑧ 万一、工事用資機材等が流出した場合は、直ちに奄美海上保安部に通報すると共に捜索、回収する。
- ⑨ 気象・海象情報に留意し、次の場合は作業を中止するとともに、これ以下であっても状況に応じて中止する。
  - ・ 風速 10m/s 以上、波高 0.7m以上、視程 1,000m以下、震度 4 以上の地震
  - ・ 台風  
48 時間以内に風速 25m/s 以上の暴風域に、又は 24 時間以内に風速 15m/s 以上の強風域に入ることが予測される場合、工事・作業現場の船舶の避難や資機材等の流出防止措置等の安全対策をさせる。
  - ・ 津波  
奄美群島又はトカラ列島海域に津波注意報等が発表された場合、工事・作業を中止する。

#### (潜水作業がある場合)

- ① 潜水作業は、フーカー式（スクーパー式）で実施する。
- ② 作業前に潜水士の健康状態の確認及び潜水機材の点検・整備を実施させる。

- ③ 作業中は潜水士船上等（船舶を使用しない場合は栈橋上等）の見易い所に国際信号旗「A」旗（A旗を表す信号板）及び「潜水作業中」と表示した看板を掲げる。
- ④ 潜水士船上（船舶を使用しない場合は、栈橋上等）に補助員及び専従の警戒員を配置し、接近する船舶に旗やハンドマイク等で接近しないよう注意喚起させる。
- ⑤ 潜水士と補助員等との連絡は、水中電話（その他の方法を使用する場合は、連絡方法を具体的に記載）で行う。
- ⑥ スクーバー式で潜水作業を行う場合は、2名1組のバディーで実施する。  
（その他、作業の内容により次の安全対策を追加記載下さい。）

#### （大型船の船底付近で作業をする場合）

- ⑦ 推進器や船底弁等による事故防止のため、事前に船舶の責任者と十分に打合せを行い、事故防止措置が講じられたことを確認してから作業を開始させる。  
また、「潜水作業実施中」を知らせる周知ポスター等を船橋、機関室内等に掲示し乗組員に周知徹底させる。

#### （クレーンを使用して、消波ブロック設置等の作業を行う場合）

- ⑧ クレーンで消波ブロック等を吊る際は、潜水士が安全な場所に退避したことを確認してから開始し、潜水士が吊り荷の下に入らないようにする。（その他、実際の作業の安全対策を記載）

#### （危険物専用岸壁等における火気使用の場合）

- ① 作業を行う前に栈橋側責任者と作業内容等について十分な打合わせを行う。
- ② 火気を使用する場合は、安全確認のために、作業開始前及び作業中も随時にガス検知を行う。
- ③ 最寄りの消火栓にホースを接続し、直ちに使用できるようにする。
- ④ 現場付近に持運び式消火器を用意し、直ちに使用できるようにする。

#### （夜間作業の場合）

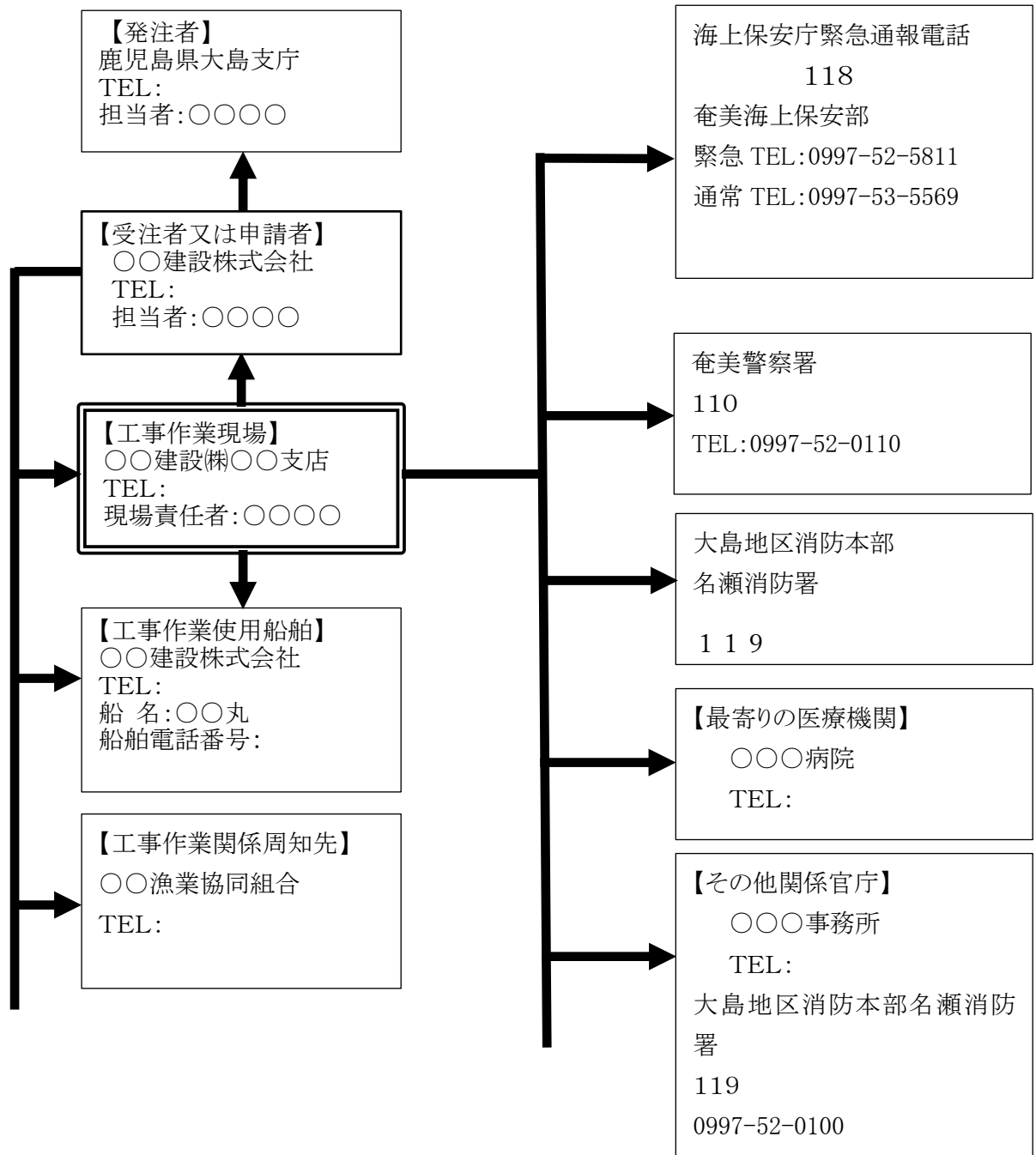
- ① 照明設備を配置し、作業に必要な照度を確保する。
- ② 照明は、船舶交通の妨げとならない照度及び照射方向等とする。



【記載例-2】

緊急連絡系統図

(工事・作業又は行事の内容に適した形態に記載下さい。)



【記載例-3】警戒船管理運用要領

工事・作業又は行事の内容に適した形態に記載下さい。

1 目的

この要領は、\_\_\_\_\_ が施工する \_\_\_\_\_ 工事・作業の実施に際し、\_\_\_\_\_ が配備する警戒船の業務を的確に実施し、工事・作業海域及びその周辺海域の船舶航行の安全と工事・作業の円滑な遂行を図り、事故を防止することを目的とする。

2 警戒船の配備

(1) 工事・作業中は、\_\_\_\_\_ 隻の警戒船を配備する。

(2) 配備する警戒船は次のとおり。

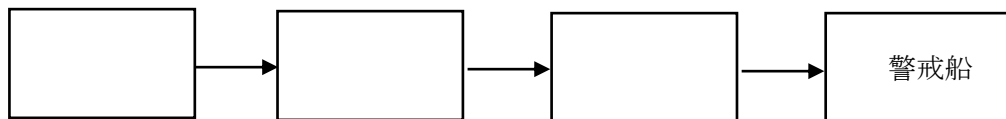
船名	総トン数	乗組員	配備期間	配備時間
〇〇丸	〇〇トン	〇名	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日	〇〇〇～〇〇〇

3 警戒船の指揮及び通信連絡体制

(1) 警戒業務を的確に実施するため、次のとおり警戒業務管理者 \_\_\_\_\_ 名及び専従警戒要員 \_\_\_\_\_ 名を置く。

	氏名	年齢	経歴	受講年月日	受講地	証明書番号
警戒業務 管理者	〇〇〇〇	〇〇歳	年	S . .	〇〇	第 号
専従警戒 要員	〇〇〇〇	〇〇歳	年	H . .	〇〇	第 号

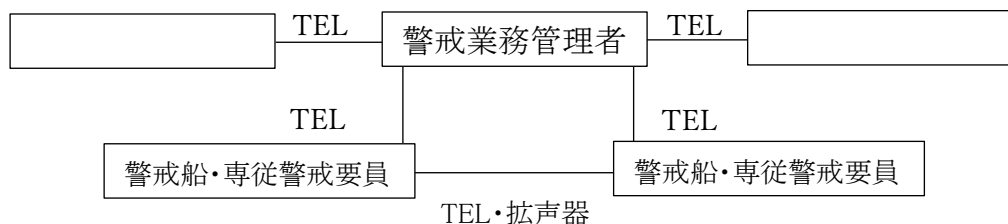
(2) 指揮系統図は次のとおりとする。



(3) 警戒船の船長

船名	氏名	年齢	経験	海技免状の種類
		歳	年	

(4) 通信連絡体制



#### 4 警戒区域

警戒船が警戒すべき海域及び警戒船の配備位置は、\_\_\_\_\_ とする。

(別添〇〇図参照)

#### 5 警戒船の性能、設備

(1) 警戒船の性能は次のとおり。

総トン数…… トン	最高速力……… ノット
出力……… PS (HP) または KW	全長……… m
幅……… m	船橋における眼高…… m

(2) 警戒船の設備は次のとおり。

連絡設備………電話・VHF、監視器材………双眼鏡・レーダー  
注意喚起器材…サイレン・探照灯・拡声器・赤旗 (1 m × 1 m)  
表示器材………表示板・横断幕  
その他………海図・海事法令集・警戒船管理運用要領・緊急連絡系統図

#### 6 警戒業務実施要領

(1) 警戒船の業務

警戒船は工事・作業の実施海域付近で、主として次の業務を行う。

- ① 工事・作業や航行制限の内容に関する情報を通航船舶へ提供する。
- ② 工事・作業に従事する船舶の交通を整理する。
- ③ 工事・作業の実施海域内の関連施設の警戒をする。
- ④ 工事・作業の実施海域内の関連施設及び工事作業に従事する船舶に異常接近しようとする船舶等に対して注意喚起する。
- ⑤ 工事・作業の区域を示す標識その他の関連施設の異常の有無を監視するとともに、関係者にその状況を通報する。
- ⑥ 工事・作業の実施に伴って発生した海上交通の安全を阻害する事故に対し、人命の安全の確保及び被害の拡大防止のための必要な措置を行う。

(2) 基本的留意事項

船長及び専従警戒要員は協力して、次の事項を実施する。

- ① 警戒業務が的確に実施できるよう、船体、期間、機器等の保全に努めるとともに警戒業務に必要な知識のかん養及び各種訓練の実施に努める。
- ② 乗組員の作業を明確に定めた部署配置表を船内の見えやすい場所に備えておく。
- ③ 警戒業務実施方法の参考とするため警戒業務記録簿を備付け、警戒業務管理者から入手した情報、指示、警戒業務の引継ぎ事項、実施概要等を記録する。

(3) 警戒業務実施前の遵守事項

- ① 工事・作業の状況
- ② 作業船等の運航計画
- ③ 気象通報
- ④ その他必要な事項

(4) 警戒業務実施中における遵守事項

- ① 警戒船は、工事・作業の情報を伝達するなど一般船舶の安全運航について協力するものであって、他船に対する指示権や航法上の優先権を有するものではないことに留意する。
- ② 警戒船は、港則法、海上衝突予防法等関係法令を遵守し航行の安全を確保する。
- ③ 警戒船は、操船者及び専従警戒要員を常時船橋に配置して見張りを厳重にし、レーダー等を活用して、工事区域へ異常接近する恐れのある船舶の動向を早期に把握する。
- ④ 警戒船は、緊急その他やむを得ない場合のほか、いたずらに他船に接近しない。
- ⑤ 警戒船は、巡視船艇から海難救助等の緊急措置について協力要請があった場合はその旨を警戒業務管理者に報告し、指示を受けこれに協力する。
- ⑥ 警戒船は、特別の指示による場合及び緊急の場合のほか、警戒区域を離れない。

(5) 一般警戒の要点

- ① 警戒船は、担当する区域内を適宜巡回し、航行船舶、作業船等の運航状況及び気象、海象状況に留意し、定時に次の事項を警戒業務管理者に報告する。

イ 警戒区域内の状況

ロ 標識その他の関連施設の異常の有無

ハ 天候及び海上模様

ニ その他必要事項

- ② 警戒船は、作業船が一般船舶の航行を妨害する恐れのある場合等航行の安全上必要と認められた場合は、警戒業務管理者に報告するとともに、作業船の交通の整理を行う。
- ③ 警戒船は、一般航行船舶等が工事・作業区域に異常接近する恐れのあると認められた場合は、次の措置を講じ事故防止に努める。

イ 航行船舶等の進路及び速力等から判断して工事・作業区域に異常接近する恐れのある時は、直ちに当該船舶に近づき、汽笛・拡声器・探照灯・赤旗等適切な手段により注意喚起を行う。

ロ 接近防止のため、必要に応じ接近を防止する位置に占位して注意喚起を行う。

ハ 進入船舶があった場合は、当該船舶に対し早期に工事・作業区域外へ退避する

よう協力を求め、必要に応じ誘導等の措置を講ずる。

- ④ 警戒船は、工事・作業区域に設置された標識その他の関連施設の異常の有無の監視を行い、異常の時は、直ちにその状況を警戒業務管理者に報告する。

(6) 警戒船の運航中止基準

警戒業務管理者は、気象、海象等の状況を勘案のうえ、警戒船の運航中止又は待機の指示を行わなければならない。

運航中止基準

- ・風速 ○m/秒以上
- ・波高 ○m以上
- ・視界 ○km以下
- ・潮流 ○ノット以上

工事中止基準

- ・風速 ○m/秒以上
- ・波高 ○m以上
- ・視界 ○km以下
- ・潮流 ○ノット以上

7 管理運用体制

(1) 警戒業務管理者は、主として次の業務を行う。

- ① 警戒業務の統括及び実施の確保に関すること。
- ② 警戒船の運用及び警戒業務の実施に関し、必要な情報の収集及び専従警戒要員に対する当該情報の伝達に関すること。
- ③ 警戒業務の実施に関し、警戒船及び海上保安部との連絡に関すること。
- ④ 警戒船の船長及び専従警戒要員に対する工事作業の内容の周知に関すること。
- ⑤ 警戒船乗組員の教育、訓練に関すること。
- ⑥ その他警戒業務の実施に関し、必要な事項に関すること。

(2) 警戒業務の管理

- ① 警戒業務管理者は、事前に警戒船の運用計画を策定、警戒船の船長に指示する。
- ② 警戒業務管理者は、警戒船が警戒業務に従事している間は、警戒船の行う業務の実施状況を把握できる事務所等に自ら勤務するか又は代行者を勤務させる。
- ③ 警戒業務管理者は、工事・作業の責任者等との連絡を密にし、警戒船が必要とする情報の提供を受けて情報を警戒船に提供、また警戒船から報告のあった異常接近船に関する情報、警戒区域内で発生した事故に関する情報、巡回中に発見した工事・作業関連施設の異常に関する情報等を工事・作業の関係者へ提供する。

8 警戒船乗組員の教育、訓練

(1) 警戒業務管理者は、警戒船乗組員に対して海上交通関係法令、緊急事態発生時の措置等警戒業務に必要な教育及び実地訓練を警戒業務開始前に実施する。

- (2) 警戒業務管理者は、本工事・作業に類似する他の工事・作業の区域内で発生した乗揚海難その他の事故例を調査研究し、警戒船乗組員に対し周知徹底を図る。

【記載例-4】

使用船舶及び操縦者一覧表の記載例

工事・作業又は行事の内容に適した形態に記載下さい。

使用船舶及び操縦者一覧表				
使用目的	潜水士船	作業船		
ふりがな	〇〇まる	△△まる		
船名	〇〇丸	△△丸		
船舶番号	第295-12345号	第295-12346号		
総トン数	〇〇トン	〇〇トン		
船舶の長さ	〇〇メートル	〇〇メートル		
用途	小型兼用船	小型兼用船		
船舶所有者	〇〇建設(株)	〇〇建設(株)		
航行区域	沿海区域	沿海区域		
旅客	〇人	〇人		
船員	〇人	〇人		
その他の乗船者	〇人	〇人		
計	〇人	〇人		
有効期限	H00年00月00日	H00年00月01日		
交付機関	日本小型船舶機構	日本小型船舶機構		
ふりがな	〇〇 〇〇	〇〇 〇〇		
船長氏名	〇〇 〇〇	〇〇 〇〇		
生年月日	H00年00月00日	H00年00月01日		
本籍	鹿児島県	鹿児島県		
免許種類	一級小型船舶	一級小型船舶		
免許番号	第123456789号	第123456790号		
有効期限	H00年00月00日	H00年00月01日		
電話番号	090-0000-0000	090-0000-0001		
備考				





## 【工事・作業又は行事許可申請書 チェックリスト】

- 第9号様式（工事・作業又は行事）許可申請書（届）
  - ・ 申請者（届出者）は、工事・作業の実施について指揮監督をする権限を有する者若しくは元請者であるか
  - ・ 目的及び種類は、単に契約名のみでなく具体的に記入しているか
  - ・ 期間及び時間は許可申請に係る工期を記入しているか
  - ・ 枠内に記入できない場合は「別添による」と記載しているか

## 添付書類

- 発注書又は工事請負契約書の写し
  - ・ 許可申請者（通知者）と請負者とが同一か
  - ・ 工期の範囲内にて許可申請されているか
- 自治体等の許可証，証明書等の写し
  - ・ 許可申請中のものは、申請書の写しを添付しているか
- 施工区域図
  - ・ 海図を使用しているか、又は海図を使用しない場合は略図を作成しているか
  - ・ 区域図に施工海域の状況として付近航路・対岸までの距離、施工区域の範囲，船舶の可航幅等を記載しているか
- 工程表
  - ・ 工種（名）をはっきり区分けし、横線式工程表を作成しているか
- 工程フロー図
  - ・ 工程表に記載した同一の工種名を使用し作成しているか
- 施工要領（施工方法）
  - ・ 工程表及び施工フロー図に記載の工種名毎に順次記載しているか
  - ・ 施工状況の説明図を添付しているか
  - ・ 発注者との調整内容を記載しているか
- 標識灯、工作物等設置図
  - ・ 海図を使用しているか、又は海図を使用しない場合は略図を作成しているか
  - ・ 位置図に施工区域付近の状況として付近航路・対岸までの距離、施工区域の範囲、船舶の可航幅等を記載しているか
  - ・ 発注者との調整内容を記載しているか
- 作業船等避泊場所図
  - ・ 海図を使用しているか、又は海図を使用しない場合は略図を作成しているか
- 使用船舶一覧表又は法定書類の写し
  - ・ 使用船舶の要目及び操縦者を明記しているか
- 安全管理体制・組織図
  - ・ 発注者、施工者（住所・氏名）、工事・作業責任者（職名・連絡先〔昼夜電話番号〕）、協力業者、下請け業者（住所・氏名）等を明記しているか

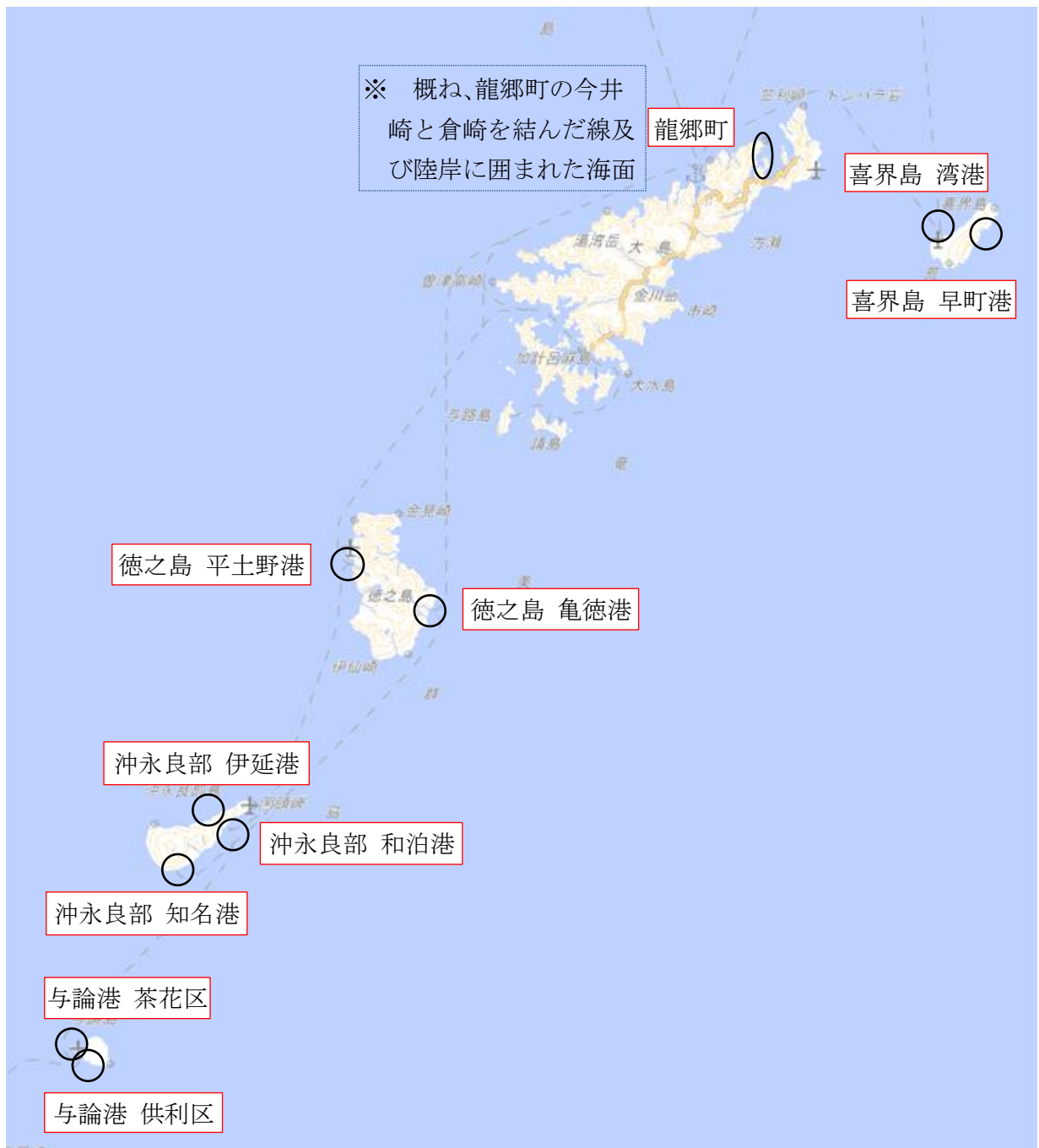
- 安全対策全般
  - ・ 一般事項、各工種別に明記しているか
- 水域利用者等への周知状況
  - ・ 必要に応じて周知しているか
  - ・ 周知先を明記しているか
  - ・ 周知用ポスター等を作成し周知した場合は、添付しているか
- 緊急連絡系統図
  - ・ 施工業者（現場事務所等）から発注者、関係先、海上保安庁緊急電話 118 番又は奄美海上保安部（0997-52-5812 緊急・0997-53-5563 通常）あて通報できる系統図を作成しているか
- 警戒船管理運用要領
  - ・ 警戒船を配置する場合作成しているか
- 長期休暇期間中の安全対策
  - ・ 休暇期間中の管理体制、連絡体制等を作成しているか
- 使用船舶の運航（回航）ルート図
  - ・ 船舶を使用する場合作成しているか
  - ・ 海図を使用しているか、又は海図を使用しない場所は略図を作成しているか
- 土砂分析試験結果表，磁気探査結果報告書
  - ・ 浚渫工事等の場合添付しているか

## 第2章 港則法が適用されない海域の工事・作業又は行事

### 1 港則法が適用されない海域

適用されない海域の「工事・作業又は行事」について、フェリーやタンカー等の大型船が航行する下図の港湾等にあつては、船舶交通の安全確保のため、「工事・作業又は行事の通知又はお知らせ」の提出について、ご協力をお願いします。

提出は、次項様式に必要な書類を添付したものを1通、提出期日は「工事・作業又は行事」の内容によっては、事前に一般の船舶や海域利用者へ、その内容を周知する必要があるため、原則として着手する日の1ヶ月前までに元請業者から提出をお願いします。



## 2 通知又はお知らせの記載要領

<p>(工事・作業又は行事) 通知/お知らせ</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>奄美海上保安部長 殿</p> <p style="text-align: center;">通知/お知らせ 所属・氏名</p> <p>1 目的及び種類</p> <p>2 期間及び時間</p> <p>3 区域又は場所</p> <p style="text-align: center;">(区域を示す図面を添付すること。)</p> <p>4 方 法</p> <p style="text-align: center;">(火薬類を使用する場合は、その旨明記すること。)</p> <p>5 そ の 他</p> <p style="text-align: center;">(標識、警戒要領その他船舶に対する事故防止措置等について記載すること。)</p>
--

※ その他、第1章 港則法適用海域、6 申請書の記載要領の【記載例-1】～【記載例-5】に準じて記載下さい。